

## [事案 26-152] 転換契約無効請求

・平成 27 年 5 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約時（既契約の一部を分割して転換する契約）の募集人による説明が不十分であったことを理由に、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 18 年 6 月、分割転換により、既契約の定期付終身保険の保険金額を約 700 万円から約 350 万円に減額し、新たに利率変動型積立終身保険に転換したが、分割転換の内容について理解できていないので、納得いく保険に加入したい。よって、分割転換により契約が 2 つになると思っていなかったため、元の契約に戻してほしい。

### <保険会社の主張>

本件手続にあたっての募集人の説明に不備はなく、申立人が錯誤に陥っていたとしても重過失にもとづくものであり、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、書面の記載からは明らかではなかった申立人の主張を整理し、また募集人の分割転換時の説明に不十分な点があったか否かを把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の際、募集人に説明義務違反があったとは認められず、また申立人が錯誤に陥っていたとしても、錯誤無効は認められないこと、その他会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

### <参考>

○転換の際、募集人に説明義務違反があったことや、申立人が錯誤に陥っていたとしても錯誤無効が認められない理由は、以下のとおり。

#### (1) 説明義務違反について

本件においては、提案書（転換比較表）などが勧誘に使用されたと認められ、募集人は、申立人に対し、提案書に沿った説明を行なったものと推認でき認められ、これを否定するような特段の事情は見当たらない。

#### (2) 錯誤無効について

申立人が、分割転換の結果、契約が 2 つになることを理解できなかったとすると、申立人に錯誤があったということになるが、申立人に分割転換後の保障の内容に誤解がないのであれば、契約が 2 つになることが、分割転換を行なうか否かを左右する事情にはならないので、申立人の錯誤を「要素の錯誤」と認定することはできない。

また、仮に要素の錯誤であったとしても、本件提案書の記載は、分割転換により契約が 2 つになることについて容易に理解できる内容であることから、申立人は錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといわざるを得ないので、錯誤無効の主張は認められない。